

令和6年度国保事業費納付金・標準保険料率の算定方針（案）

- 高額医療費負担金等については、令和6年度から共同負担として県全体の納付金額から加減算する。
- 激変緩和措置については、令和6年度からは実施しない。
- 過年度調整（納付金の過多）については、一部変更している。
- 他の項目については前年度と同様とする。

1 納付金の算定に係る方針

項目	方針														
<p>医療費水準反映係数 α [市町村ごとの年齢構成の差異を調整した後の医療費水準を、納付金の配分にどの程度反映させるかを設定する係数]</p>	<p>○ 令和6年度は $\alpha = 1$ とし、市町村ごとの年齢構成の差異を調整した医療費水準を納付金の配分に反映させる [なお、令和7年度から下記のとおり α を逡減し、令和11年度に0とすることを予定している]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> <th>令和8年度</th> <th>令和9年度</th> <th>令和10年度</th> <th>令和11年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療費指数反映係数α</td> <td>1</td> <td>0.8</td> <td>0.6</td> <td>0.4</td> <td>0.2</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	医療費指数反映係数 α	1	0.8	0.6	0.4	0.2	0
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度									
医療費指数反映係数 α	1	0.8	0.6	0.4	0.2	0									
<p>所得係数 β [所得のシェアをどの程度反映させるかを調整する係数]</p>	<p>○ 医療分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分それぞれについて、全国平均を1とした場合の千葉県の所得水準に応じて毎年度国から示される係数 β により決定する [納付金の配分において、応能分：応益分＝国の示す β：1となり、年齢調整後の医療費水準が同じであれば同じ納付金水準となる配分とする]</p> <p>○ 市町村標準保険料率算定の際に用いる所得係数 β も上記と同様の係数とする</p>														
<p>高額医療費負担金等の共同負担</p>	<p>○ 個別市町村の実績に応じて反映している財源である高額医療費負担金、特別高額医療費共同事業負担金、特別調整交付金（県分）については、県全体の納付金額から減算する。</p> <p>○ 審査支払手数料については、県全体の納付金額に加算する。</p>														
<p>医療給付費・被保険者数等の推計</p>	<p>○ 国が示す推計方法及び市町村からの意見等を総合的に勘案し推計する</p> <p>○ 被保険者数の推計に当たっては、コーホート要因法を採用する</p>														
<p>納付金及び市町村標準保険料率算定に用いる賦課限度額</p>	<p>○ 医療分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分それぞれについて、国が政令で定める賦課限度額と同額とする</p>														

項目	方針
<p>保険者努力支援制度 (都道府県分)の取扱い</p>	<p>○ 県全体の納付金額から差し引く [千葉県への評価を市町村全体で享受できるようにするため]</p>
<p>退職被保険者等分の納付金の精算</p>	<p>○ 令和4年度における退職被保険者等分の納付金の過大過小は、原則令和6年度納付金で精算する [納付金から減算しきれなかった精算不能額については、別途返還する予定]</p>
<p>過年度調整(納付金の過多)</p>	<p>○ 令和4年度決算剰余金として生じた額のうち、国庫負担金等返還金、令和5年度国保事業費納付金の減算額及び財政安定化基金積立予定額を控除した額の全額を令和6年度の納付金の減算に活用する。 ただし、令和6年度の納付金を算定した結果、令和5年度と比べて著しく一人当たり納付金が増減する場合や、令和5年度の県国保特別会計に収支不足が見込まれた場合等は、必要に応じて財政安定化基金積立予定額を再び検討することとする。</p>
<p>県繰入金の活用方法</p>	<p>○ 国保法第72条の2の規定により一般会計から特別会計に繰り入れる医療給付費等の9%相当分のうち、1号繰入金(8%)を県全体の納付金額の引下げに活用する</p>
<p>国保事業費納付金・保険給付費等の対象範囲</p>	<p>○ 「千葉県国民健康保険保険給付費等交付金交付要綱」に準ずる [即ち、出産育児一時金・葬祭費・保健事業費等は対象としない] ※ 国の方針により、対象範囲は変更となる可能性があります</p>

2 標準保険料率の算定に係る方針

項目	方針
<p>保険料率の設定に係る 基本的な考え方</p>	<p>○ 令和6年度については、統一の保険料水準とはしない [現状では市町村間の医療費水準や収納率格差が存在し、医療費適正化インセンティブ・ 収納率向上インセンティブを確保するため]</p>
<p>市町村標準保険料率の算定方式</p>	<p>○ 医療分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分それぞれについて、2方式とする [都道府県標準保険料率(2方式)との比較が容易であり、1世帯当たりの世帯員数も減少 傾向にあるため]</p> <p>○ 市町村が実際に採用する算定方式による標準保険料率の算定も併せて行う</p>
<p>標準保険料率の算定に用いる 標準的な収納率</p>	<p>○ 過去3か年の平均収納率とする [現年分(医療分+後期高齢者支援金分+介護納付金分)における3か年平均]</p>
<p>過年度の収納見込額</p>	<p>○ R4収納実績額の85%とする [収納率と同様に共通の基準を設けることが適当 (R2から設定)]</p>